

農学部等アンケート調査結果 ～ 動物実験の管理状況と代替法の導入状況について ～

	設問番号→	3(全体についてのコメント)	3-1	3-2	3-3
大学名↓	設問内容→ 学部名↓	内部モニタリングについて	動物福祉上問題があった際の投書制度や動物福祉に関する相談窓口はありますか	上記以外で、機関内規程や法令への違反など、不適切な行為を監視する方法	機関内規程や法令への違反など、不適切な行為があったときの処罰の仕組みと内容
北海道大学	農学部		ある。公益通報・コンプライアンス通報に係る通報窓口や動物実験委員会	動物実験委員会による動物実験施設等の定期実地調査	個別に動物実験委員会が調査・審議、国立大学法人北海道大学職員就業規則に沿って対応。
酪農学園大学	農食環境学群		あります。動物実験委員会委員長宛e-mail および電話による相談を随時受け付けています。	あります。通報窓口(酪農学園内部監査室)を設置しています。	酪農学園就業規則、賞罰規程、不服申立審査規程等を整備しています。
秋田県立大学	生物資源科学部			回答無し	
山形大学	農学部			回答無し	
宮城大学	食産業学群		動物実験専門委員会が窓口となっています。	動物実験報告書の確認を行っています。また、教育訓練等をおして、そのような情報を把握した場合には直ちに責任者に報告するよう周知徹底しています。	内規や法令への違反が発覚し確認された段階で、委員長の指示により実験を中止させます。また、大学の規程に基づき、事案の内容を踏まえ処分内容を決定します。
東北大学	農学部	【参考資料・ダウンロード先】 資料4. 動物実験センターホームページ http://www.clar.med.tohoku.ac.jp/index.html	資料4・東北大学動物実験センターが相談窓口として対応している。	東北大学動物実験専門委員会及び東北大学動物実験センターで行う。	東北大学動物実験専門委員会が所掌している。
茨城大学	農学部		学長の責任のもとに対応することとしています。		
宇都宮大学	農学部	学長の責任のもとに対応することとしています。	動物実験委員会が相談・通報窓口となっています。また、農学部棟内に投書箱を設置しています。	実験実施時は事前に計画書を提出させ、法令及び規程に基づく審査を行い、適正と判断された実験にのみ実施許可を発しています。終了後に成果報告書を提出させ、実験が適正に実施されたことを確認しています。	法令及び本学の職員懲戒規程の定めに従います。
千葉科学大学	危機管理学部			回答無し	
東京農業大学	農学部			回答無し	
東京農業大学	生物産業学部		学長の責任のもとに、動物実験委員が窓口となり、基本指針に従い、対応している。		
ヤマザキ学園大学	動物看護学部		回答無し		
日本獣医生命科学大学	応用生命科学部		動物福祉上の問題のみを専門に扱う相談窓口は設置されておきませんが、3-2の回答で示すように庶務課・大学院課・外部に動物福祉を含めたあらゆる問題に対応する窓口が設置されています。また、大学院生も含めて学生であれば、授業評価アンケート、諸々の学生相談で実習、研究活動について、問題があれば意見を述べる事が出来ます。	動物福祉上の問題に関わらず、学内での不適切な行為に関しては「日本獣医生命科学大学倫理委員会」が対応することになっており、その窓口として「日本獣医生命科学大学相談窓口」が庶務課内に設置されています。また、研究活動に係る不正行為への相談窓口として、「不正行為告発窓口」が大学院課内に設置されています。さらに、法人(日本医科大学)が定める外部機関による相談窓口として、Web および電話・直接のいずれから相談出来る会社と契約を結んでおります。	違反の内容に応じて、上記の「日本獣医生命科学大学倫理委員会」が招集され、審議されることとなります。
麻布大学	生命・環境科学部		麻布大学動物実験委員会窓口	常に情報収集に務めている。	麻布大学研究倫理委員会に諮る。
東海大学	農学部	回答内容については可能な限り農学部における現況について回答いたしますが、当大学は動物実験については全学レベルでの取り組みとなっております関係上、全学に関連した回答内容も含まれている点、ご了承頂ければ幸いです。	制度としての投書制度・相談窓口についての別途の設置はないが、動物実験の福祉に関する窓口については、学長の責任の下に動物実験委員会及び動物実験評価委員会が担当している。また、遭伝子組換え動物を用いた実験については、遭伝子組換え実験安全委員会と連携して対応している。	学長の責任の下に動物実験委員会及び動物実験評価委員会が担当している。また、遭伝子組換え動物を用いた実験については、遭伝子組換え実験安全委員会と連携して対応している。	関連法令・指針・規程等に違反する事例及び不適切な行為については、動物実験委員会により調査を行い、その結果に基づいて学長による実験停止・中止措置をとることができる。
新潟大学	農学部		動物福祉に特化した投書制度及び相談窓口は無いが、動物実験の担当窓口は研究企画推進部研究企画推進課となっています。	全学的なコンプライアンス体制を確立するとともに、公益通報制度を設けて行っています。	事例に応じた関係規程等に基づき、必要に応じて調査委員会等の下で調査を行い、処分等の方策を決定しています。
信州大学	農学部		学長の責任のもとに対応、相談窓口:動物実験担当係:農学部庶務係	公益通報制度に基づき、本学職員等が通報を行う。	3-1の組織で対応。就業規則その他関係諸規程に従って処分を課すことができる。
石川県立大学	生物資源環境学部		相談窓口は動物実験委員会が行っております。	上記以外の監視する方法は特にありません。	これまで不適切な行為はありませんでしたが、大学内の研究倫理委員会で処分されることとなります。
名古屋大学	農学部		公益通報窓口を通して対応することになっています。		
三重大学	生物資源学部		回答無し		
滋賀県立大学	環境科学部		機関の長(理事長)の責任のもとに、対応することになっています。		

農学部等アンケート調査結果 ～ 動物実験の管理状況と代替法の導入状況について ～

京都産業大学	総合生命科学部	回答無し			
岡山大学	農学部	ご要請のありましたアンケートへの回答については、本学ホームページでの情報提供をもって代えさせていただきますので、下記URLの本学ホームページをご覧くださいませようお願いします。 https://www.okayama-u.ac.jp			
岡山理科大学	理学部	回答無し			
広島大学	生物生産学部		動物福祉に特化した投書制度や相談窓口は設けていないが、生物生産学部には諸事に対応する投書箱を設置している。動物福祉に関する投書があれば、動物実験委員会が対応する。	「監視」ではないが、法令違反の通報と相談窓口として公益通報窓口を大学に設置している。	法令違反行為等が明らかになった場合は、当該行為に関与した者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行う。
山口大学	農学部		動物福祉に限定した相談窓口はありませんが、各部局において、投書箱を設ける。学部長と学生との懇談会を定期的に設ける等して様々な相談に応じる体制を整えています。	動物使用委員会が、動物使用の安全かつ適正な実施のために必要な事項を審議、調査し、必要に応じて学長に報告する体制となっています。	懲戒事由に該当する場合は、国立大学法人山口大学職員就業規則に基づき、懲戒処分を行います。
徳島大学	生物資源産業学部		大学として、公益通報(不正行為の通報)の窓口を設置している。	大学として、公益通報(不正行為の通報)の窓口を設置している。	研究活動上の不正行為に対応等に関する規則により処分を行う。
九州大学	農学部	ある。		本学の業務の適正を確保するための体制等に関する規則 (http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/436/1/2014kisoku128.pdf) 及び本学コンプライアンス違反通報窓口運用規程 (http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/439/1/2014kitei154.pdf) のとおり。	本学就業通則 (http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/587/1/2004syuki001.pdf) 第44～46条及び本学職員懲戒等規程 (http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/628/1/2004syuki022.pdf) のとおり。
佐賀大学	農学部	学長の責任のもとに、動物実験委員会が対応することになっている。			
九州保健福祉大学	薬学部	機関の長(学長)の責任のもとに、対応することになっています。			
鹿児島大学	農学部		動物福祉を含めた動物実験全般にかかる相談は全学動物実験委員及び研究推進部研究協力課研究支援係が窓口となる。	学長の責任のもとに対応することになっている。	不適切な行為が確認された場合には、全学動物実験委員会へ報告後、学長の責任のもとに対応することになっている。
琉球大学	農学部		学長の責任のもと対応しています。	動物福祉専用ではないが、公益通報窓口で対応しています。	本学動物実験規則等に基づきます。 違反の管理者及び委員長への「報告」(37条) →学長へ「報告」(38条) →委員長「調査」(複数委員)(38条2) →結果を委員会へ「報告」(38条3) →委員会から学長へ「報告」(39条) →当該実験制限、必要措置を講ずる(39条2) →必要に応じ懲戒規程